

まちづくり審議会規則

平成 11 年 9 月 10 日規則第 76 号
(改正 平成 22 年 11 月 30 日規則第 50 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) まちづくり基本条例（平成 11 年兵庫県条例第 29 号）第 10 条第 2 項の規定によるまちづくり基本方針の決定又は変更に関する事。
 - (2) 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 4 項の規定による県の意見に関する事。
 - (3) 法第 9 条第 1 項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告に関する事。
 - (4) 法第 9 条第 7 項の規定による勧告に従わなかった旨の公表に関する事。
 - (5) 大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成 17 年兵庫県条例第 40 号。以下「条例」という。）第 4 条第 2 項又は第 6 条第 1 項の規定による知事意見書若しくは知事再意見書の作成又は意見を有しない旨の通知に関する事。
 - (6) 条例第 10 条第 1 項の規定による必要な措置を講ずべきことの勧告（同項第 3 号に該当する場合に限る。）に関する事。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、まちづくりの推進に関する重要事項に関する事。
- 2 審議会は、まちづくりの推進に関する事項について、知事に建議することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 17 人以内で組織する。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 県議会の議員
 - (3) 市町の長
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
 - 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることができる。
 - 5 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、その任を解くものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長 1 人及び副会長 2 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する順位により、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。
- 6 審議会は、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年9月17日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 則 (平成22年11月30日規則第50号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年12月3日から施行する。

(大規模小売店舗等立地審議会規則の廃止)

- 2 大規模小売店舗等立地審議会規則(平成12年兵庫県規則第97号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてまちづくり政策審議会の委員である者の任期は、改正前のまちづくり政策審議会規則第4条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(招集の特例)

- 4 施行日以後最初に開かれるまちづくり審議会は、改正後のまちづくり審議会規則第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

まちづくり審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、まちづくり審議会規則（平成11年兵庫県規則第76号。以下「規則」という。）第8条の規定により、まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、その開会の一週間前までに開催の日時及び場所を委員に通知するものとする。ただし、特別の理由のある場合は、この限りでない。

(委員及び専門委員以外の出席)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

(文書による意見の開陳等)

第4条 委員は、会議に出席できない場合であっても、会長の承認を受けたときは、会議において、文書により、その意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

2 委員のうち市町の長を代表する者については、会議に出席できない場合であっても、会長の承認を受けたときは、会議において、代理者の出席により、その意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

3 前2項の規定により、会議においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であっても、会議を公開しない旨の議決をしたときは、この限りでない。

(1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に認められる情報を含む事項を審議する場合。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合。

2 会議の公開に関して必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第6条 会長は、次の事項を記載した審議会の議事録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 案件の内容

(4) 審議の概要

2 議事録に署名押印する委員は2人とし、会長が指名する。

3 議事録は、公開するものとする。ただし、次に掲げる事項は非公開とすることができる。

(1) 発言した委員の氏名

(2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると認められる事項

(3) 審議会の設置の目的に照らして、公開することにより公正又は円滑な議事運営が損なわれると会長が認める事項

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、県土整備部まちづくり局都市政策課に置く。

(大規模小売店舗等立地部会)

第8条 審議会は、大規模小売店舗立地法及び大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の事項を調査審議させるため、大規模小売店舗等立地部会（以下「部会」という。）を置くものとする。

- 2 部会の所掌事務は、規則第2条第1項第2号から第6号までとする。
- 3 部会の部会長及び委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、その部会において調査審議した結果を審議会に報告するものとする。
- 5 部会の招集等については、第2条から第6条までの規定を準用し、「審議会」とあるものは「部会」、「会長」とあるものは「部会長」と読み替えるものとする。
- 6 本条に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会が定める。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年12月20日から施行する。

まちづくり審議会公開要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちづくり審議会運営規程第5条の規定に基づき、まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 傍聴人とは、審議会の許可を得て、審議会を傍聴する者をいう。

(傍聴人の定員等)

第3条 前条の傍聴人の定員は10人とし、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は審議会の会長（以下「会長」という。）は審議会に諮って別に定員を決めることができる。

(審議会開催の周知)

第4条 審議会の開催は、公開、非公開にかかわらず、会議開催日の一週間前までに一定の方法により、周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、日時、場所、議題、公表の可否、傍聴人の定員、傍聴手続、その他必要な事項とする。

(傍聴の申出等)

第5条 傍聴を希望する者は、会議の当日、審議会の開会予定時刻の30分前までに会場に集合するものとする。なお、傍聴を希望する者が10名を超える場合は、抽選により傍聴をしようとする者を決定する。

2 傍聴をしようとする者は傍聴申出書に所要事項を記入の上申し出なければならない。

(傍聴証等の着用)

第6条 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴証の交付を受け、これを着用しなければならない。

(傍聴証の通用期限)

第7条 傍聴証は、交付当日に限り通用する。

(傍聴できない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（第10条ただし書の規定により、会長の許可を得た者を除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

2 会長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、事務局員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 会長は、前項の規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止する

ことができる。

4 児童及び乳幼児は審議会を傍聴することができない。ただし、同伴者が会長の許可を得た場合はこの限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会等における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻をするなど、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (6) その他、会場の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第10条 傍聴人は会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合はこの限りでない。

(会長の指示)

第11条 傍聴人は、すべて会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人が第8条から第11条の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。

2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会場に入ることはできない。

(報道関係者の取扱)

第13条 報道関係者は、第3条、第5条及び第6条の規定に関わらず、公開の審議会を傍聴することができる。

2 第8条から第12条までの規定は、報道関係者が公開の審議会を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者 席」と読み替えるものとする。

(大規模小売店舗等立地部会)

第14条 大規模小売店舗等立地部会（以下「部会」という。）の傍聴人及び報道関係者については、第2条から第13条までの規定を準用し、「審議会」とあるものは「部会」、「会長」とあるものは「部会長」と読み替えるものとする。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月20日から施行する。